

## 高島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年2月17日

高島市監査委員 井口 與嗣隆  
高島市監査委員 青 谷 章

### 1. 監査の期間

令和元年10月25日から令和2年2月13日まで

### 2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和元年12月23日	健康福祉部	高齢者支援局 長寿介護課	市役所本館1階 会議室2
		社会福祉課	
令和元年12月24日	健康福祉部	高齢者支援局 訪問看護ステーション	訪問看護ステーション
		介護老人保健施設 陽光の里	陽光の里会議室
	高島市民病院	高島市民病院大会議室	
令和元年12月25日	健康福祉部	高齢者支援局 地域包括支援課	市役所本館1階 会議室2
		健康推進課、障がい福祉課	
令和元年12月26日	子ども未来部	子育て支援課、子ども家庭相談課、少年センター・あすくる高島	古賀保育園
		古賀保育園	
令和2年1月27日	都市整備部	土木課、上下水道課、都市政策課	市役所本館1階 会議室2
	消防本部		消防本部会議室
令和2年1月28日	農林水産部	農村整備課、森林水産課、農業政策課	市役所本館1階 会議室2
	農業委員会事務局		

### 3. 監査の範囲

前回資料作成年月日から令和元年度の監査実施日までにおける財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにこれらに関連する事務の執行について監査を実施した。

### 4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に

行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 随意契約、変更契約の理由について
- (2) 消費税および地方消費税の税率改正に伴う契約事務について
- (3) 保守契約状況について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名	
子ども未来部	マキノ東こども園、マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、高島こども園、さくら幼稚園、さくら保育園、なのはな幼稚園、なのはな保育園、カンガルー教室、マキノ児童館

## 5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金交付状況調
- 6 負担金交付状況調
- 7 過年度収入の処理状況調
- 8 公共施設の管理状況調
- 9 各種団体等事務取扱調
- 10 保管金等調
- 11 公金現金等取扱状況調
- 12 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 13 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈こども園、幼稚園、保育園には次の資料を追加〉

- 園児数および組数等
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

## 6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、または、経営に係る事業の管理について、

以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

## 【共通事項】

### 〈契約事務を行う関係機関〉

#### ○工事請負契約等の変更契約について

平成29年度の定期監査において、変更契約の理由について事前調査の徹底を図るように意見したが、今回の定期監査においても当初設計に含めることが可能であると思われる内容が今だに見受けられた。

工事請負契約等の変更契約は、事前計画、事前調査時には予測できない事情が契約締結後に発生、判明した場合など、妥当な理由がある場合に行い得るものと考えられることから、事前調査の確認を強化されたい。また、やむを得ず変更契約を行う場合には、市民に理解が得られるような変更契約理由を記述するよう努められたい。

### 〈団体等へ補助金支出を行う関係機関、財政課〉

#### ○各団体の補助金実績報告書等の審査について

各団体から提出された平成30年度実績報告書の添付書類を確認したところ、収支決算書の添付はあるものの、各団体が支払った領収書の添付がない団体が見受けられた。また、領収書原本の確認について行っていない所管課も見受けられた。補助対象経費であるかを判断するには領収書の確認が不可欠であるため、所管課による確認が不十分であると判断できる。

このことから、各団体が支払った領収書の写しの添付または所管課による領収書の原本確認など、適正な補助金交付事務に向けて、証拠書類の確認体制を強化されたい。

また、財政課においては、統一的な審査となるよう、補助金実績報告書チェックリスト等に明記するなど、各部署に周知、指導を行い、適正な補助金交付事務となるよう努められたい。

## 【個別事項】

### 〈長寿介護課〉

#### ○高島市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金について

当補助金の交付要綱では、「補助金の交付を受けようとする社会福祉法人は、市が別に定める事前協議書を提出し、市は内容を審査し、その社会福祉法人に補助所要額を通知する。」と規定されているが、補助所要額の通知はなされて

いなかった。

このことから、実務と要綱の不整合が起こらないよう、要綱の見直しを図るなど、補助金の実態を踏まえた適正な補助金交付事務となるよう改められたい。

#### 〈社会福祉課〉

##### ○今津あいあいタウン地域交流センターエレベーター保守点検業務委託について

昨年度の定期監査において、エレベーター保守点検業務委託の適正な設計および支出処理となるように意見したが、今年度も適正な設計および支出処理の改善がなされていない。

これは、毎月の支出額に年1回の法定点検の費用を12か月に按分した額が含まれることになり、法定点検の費用の前払いとなる額が含まれる支出月があるため、地方自治法第232条の4第2項の契約履行を確認した後に支払う「完了払」が原則であることを踏まえ、適正な設計および支出処理となるよう改められたい。

#### 〈健康推進課、子ども家庭相談課〉

##### ○各団体への補助金交付要綱について

高島市健康推進員協議会育成事業費補助金および高島市児童福祉関係団体等活動補助金の補助対象経費について、交付要綱では補助対象経費の範囲が明示されていない。

これについては、過去の定期監査において、団体の運営補助に対する補助対象経費や補助率について明確に定めるよう、各課共通事項として指摘をしているので、早急に要綱改正を行い、適正な補助金交付事務となるよう改善を図られたい。

#### 〈都市政策課〉

##### ○高島市交通安全協会に対する補助金の交付について

高島市交通安全協会に対する補助金の関係書類を確認したところ、会費の減少に対応するための積立金の保有が確認された。

補助金の交付については、団体の繰越金、積立金、長期的な収支などを確認した上で、補助の必要性、補助金額等を決定し、適正な補助金交付事務となるよう改善をされたい。

#### 〈農村整備課、森林水産課〉

##### ○年度末発注工事等の適正な発注事務について

年度末での災害復旧工事関係等の発注において、極端に短い工期での工事発注がなされている事例が見受けられた。公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第6項では「適正な工期等を設定すること。」また、同条第7項には「工

期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。」とされていることから、適正な工期の確保が難しい年度末等での発注が想定される工事等については、繰越明許費等の必要な予算措置により、適正な工期設定による工事発注となるよう努められたい。

以上